

〈三島倭寇〉の〈三島〉に対する 李領説の再検討

李 泰 勲
筆 者
訳 者

目次

はじめに

- 一 〈三島倭寇〉の〈三島〉に対する李領の問題提起
- 二 〈三島〉の初見に関する李領説
- 三 〈松浦地方〉に対する李領説
- 四 〈三島〉から対馬が除外されたとする李領説
- 五 〈三島〉を〈日本とは別個の政治的主体〉とする李領説
- 六 〈三島Ⅱ九州〉とする李領説

はじめに

二〇世紀はじめから、前期倭寇（一四・一五世紀の倭寇^①）の活動・発生原因・朝鮮半島への侵寇頻度・高麗および朝鮮政府

の対応・被害状況・倭寇の構成員などについて学界の関心が集中し、関連研究がある程度蓄積されている^②。しかしながら、最も重要な倭寇の根拠地については、具体的な検討が行われていないと言える。当該期、朝鮮半島に侵寇していた倭寇に対して、高麗・朝鮮側では度々〈三島倭寇〉と称して、〈三島〉を倭寇の主な根拠地とみなしていた。この〈三島〉に対して、先行研究では〈対馬・杵岐・松浦地方〉とする説と〈対馬・杵岐・松浦地方・博多〉と推定する説があるが、詳細な検討はほとんど行われていないと言えよう。

ところが、韓国で倭寇研究を活発に行っている李領が二〇一一年に「高麗末・朝鮮初の倭寇Ⅱ三島（対馬・杵岐・松浦）地域海民」説の批判的検討」という論文を発表し、〈三島倭寇〉の〈三島〉に対して新たな見解を提示している^③。李領の見解は、高麗・朝鮮政府の倭寇対策・対応に関心をもって研究している筆者には、大変衝撃的な内容であった。

李領の研究は、論文名からわかるように主に倭寇の実体について再検討したものである。李領は、高麗末・朝鮮初期の倭寇が〈三島（対馬・杵岐・松浦）地域の海民〉であったとする従来の研究に対して、批判的な検討を加えると同時に、高麗・朝鮮側の〈三島〉関連史料を検討して新たな見解を打ち出している。

しかしながら、従来の研究では〈三島Ⅱ対馬・杵岐・松浦地方〉あるいは〈三島Ⅱ対馬・杵岐・松浦地方・博多〉という見

解を示したものはあるが、当該期の倭寇を〈三島の海民〉と限定した研究は存在しない。また李領は、朝鮮側の〈三島〉関連史料を引用しているが、その史料の解釈および使用においても、少なからざる問題点があると思われる。

本稿では、李領の見解を、(1)〜(16)に記して李領説の趣旨を可能な限り要約せず掲載し、各説に対して具体的に検討する。なお、李領説(1)〜(16)の文末に「」を付して前記の李領論文の頁数を記す。

一 〈三島倭寇〉の〈三島〉に対する李領の問題提起

- (1) 田村洋幸⁽⁶⁾・田中健夫⁽⁷⁾の研究をはじめとする日本中世対外関係史研究は、「高麗末の倭寇」を放置して、『朝鮮王朝実録』にみえる朝鮮初期の倭寇史料に基づいた倭寇像をもって、高麗末まで遡及適用してきた。このような既往研究の過ちによって招かれた問題点の一つが、「高麗末の倭寇」がいゆる「三島」地域の海民の仕業であり、その三島とは対馬・壱岐・松浦地方を指すとしたものである〔四七四頁〕。

- (2) 日本の代表的な歴史関連出版社の中の一つである山川出版社が刊行した『詳説日本史』に、「南北朝動乱が続いていた頃、対馬・壱岐・肥前松浦地方の住民を中心とする海賊集団が朝鮮半島と中国大陸の沿岸を襲撃して、倭寇と呼ばれて恐怖の

対象になった」とするだけで、西洋史の〈Corsaires⁽⁸⁾〉のように当時の倭寇を公権力との関連の中から探ってみようとする問題意識が全く見られない〔四八〇頁〕。

- (3) 孫承喆⁽⁹⁾・佐伯弘次⁽¹⁰⁾もやはり高麗末・朝鮮初に侵寇してきた倭寇の実体をいゆる「三島」すなわち、〈壱岐・対馬・松浦地方の海民〉とするのは、日本中世史と倭寇に関する最近の目覚ましい研究成果を黙殺して、五〇年が過ぎた日本学者たちの初歩的なミスと植民史観に基づいた古い主張に盲従したものと言える〔四八〇・四八一頁〕。

- (4) 〈高麗末・朝鮮初の倭寇の実体Ⅱ三島の海民〉説では、『高麗史』にみえる最大五〇〇隻にもぼる船団、一年に五〇余カ所以上の侵寇などのような倭寇の侵寇記事を論理的に説明できない〔四八二頁〕。

- (1)で李領は、日本中世史の研究において朝鮮初期の倭寇関連史料に基づいた倭寇像をもって高麗末まで遡及適用してきたという見解を提示しているが、李領自身も二〇一一年に発表した前記の論文において、『朝鮮王朝実録』を随所で引用して高麗末・朝鮮初期の〈三島倭寇〉と〈三島〉について再検討している。これは高麗末の倭寇の実体に関する史料が乏しいという史料制約を一五世紀の朝鮮側の史料をもって補う研究手法であるので、やむを得ないことであろう。

次に(2)では、西洋史の〈Corsaires〉のように当該期の倭寇を公権力と関連付けて検討した研究が全くみられないとし、(4)においても高麗末の大規模な倭寇を〈三島の海民〉とすることに疑問を呈している。

まず、(2)の西洋史の〈Corsaires〉を検討して、当該期東アジアの沿岸地域(時には内陸部)まで出没した倭寇の研究に役立てようとする李領の研究姿勢は評価するが、(4)のような倭寇の実体をより明確にするためには、西洋史の〈Corsaires〉よりも当該期の倭寇と公権力に対する研究をさらに進め、その後如何なる公権力がいたかについて、具体的に立証できるようにすることが望ましいと思われる。

李領は、一九九九年頃から〈庚寅年(一三五〇)以降の倭寇の主体〉、すなわち主な構成員の背後に少弐氏という公権力がいたとしながら、それを〈九州本土〉に追求している^①。

しかし当時、倭寇によって莫大な被害を被って、その対策と対応を講じていた高麗や朝鮮側からみれば、〈三島倭寇〉の〈三島〉と〈九州本土〉とは、各々異なる意味をもつ地域であった。管見の限り、倭寇と関わりをもつ地域として〈三島〉という用語は、日本側の史料では確認できず、ただ高麗・朝鮮側が諸処の倭寇の根拠地を論ずる際に用いたものである。また、高麗・朝鮮側が称した〈三島〉は、いわゆる倭寇の主な根拠地を指したものであり、〈三島倭寇〉だけが倭寇活動を働いていた

という認識は当時の高麗・朝鮮側にはなかったと考えられる。さらに韓日両国において庚寅年(一三五〇)以降、九州や博多の勢力が倭寇活動に参加した可能性を示唆する先行研究もある^②。

最後に(3)の見解については、二〇世紀はじめから日本の研究者によって、韓国史(朝鮮史)や韓日関係史(日朝関係史)が主導されてきたことは否定できないが、それらの研究において間違いや誤解があれば、これからの研究者が関連史料に即して事実確認をし、正確に訂正していけば良いことである。

二 〈三島〉の初見に関する李領説

先行研究では、〈三島倭寇〉や〈三島〉に対して、いつから用いられた用語なのかについて具体的な検討がなかった。〈三島〉の初見について、李領が新たな見解を提示している^③ので、本節ではこれについて検討するとともに高麗政府が〈三島〉をいつから認識していたか併せて検討する。

(5) 田中健夫は、対馬・杵岐・松浦地方を〈三島〉と解して、これらの地域民が倭寇の実体である、とする^④。ところが、史料で倭寇の実体を〈三島〉と表記したのは、『定宗実録』元年(一三九九)五月乙酉(二六日)条が最初である(後掲

〔史料11〕。すなわち換言すれば、高麗時代には〈三島〉という用語が見当たらず、これは〈倭寇の根拠地Ⅱ三島〉という認識が高麗時代には存在しなかったことを意味する〔四八三・四八四頁〕。

李領は、関連史料で〈三島〉を最初に表記したものの、すなわち初見を『定宗実録』元年五月乙酉条（後掲〔史料11〕）とみなし、高麗時代には倭寇の根拠地として〈三島〉に対する認識がなかったとするが、果たしてそのようであったのか次の史料を検討してみたい。

〔史料1〕『高麗史』卷一一七・列伝三〇・諸臣・鄭夢周伝条

（前略）（辛禡二年（一三七六））時倭寇充斥、濱海州郡、蕭然一空、国家患之、①嘗遣羅興儒使〔博多〕霸家臺説和親、其主將拘囚、興儒幾餓死、僅得生還、（辛禡）三年、②權臣曠前事、拳夢周報聘于霸家臺請禁賊、人皆危之、夢周略無難色、（中略）及歸、③与九州節度使所遣周孟仁偕来、且刷還俘尹明・安遇世等数百人、④且禁三島侵掠、倭人久称慕不已、（後略）

李領は註で、傍線部④の（鄭夢周が）「三島の侵略を禁じた」

という記録は朝鮮の世宗時代に『高麗史』を編纂する過程で、使用された表現であるから、〈三島〉が高麗時代から用いられた用語として認め難いという見解を示している¹⁷⁾。確かに『高麗史』は、金宗瑞・鄭麟趾らによって、文宗元年（一四五二）に撰進されたものであるが、それ以前にも朝鮮の太祖即位年（二三九二）一〇月に太祖が、趙浚・鄭道伝・鄭摠・朴宜中・尹紹宗らに前朝史（高麗史）を編纂するように命じている¹⁸⁾。その後『朝鮮王朝実録』には、『高麗史』の編纂に関する記録が散見されるが、実際には世宗代の晩年から本格的に編纂事業に取り組んでいるように見える。

いずれにしても『高麗史』の編纂に際しては、高麗時代に記録した諸記録を活用したはずであり、特に高麗末期の倭寇問題は、高麗政府にとって国防上・対日外交上、最も重要な懸案事項であったので、それに関して曖昧な記録を残したとは考え難い。さらに「史料1」の記録は、『高麗史』に記録されている羅興儒や鄭夢周の日本使行関連記事と照合してみても、何ら疑う余地のない事実に基づいている。

例えば、傍線部①の羅興儒を辛禡元年（一三七五）二月、日本に派遣しており、日本側から諜者と疑われ、投獄されていたところ、高麗出身の僧侶良柔によって助けられ、辛うじて釈放されたことが『高麗史』に記録されている¹⁹⁾。さらに傍線部②の鄭夢周の日本使行についても、禡王三年（一三七七）九月に禁

賊要請をするために日本に派遣されたことが確認でき、傍線部③については、翌四年（一三七八）七月に九州探題今川了俊の使者である周孟仁とともに帰国したことが記録されている^⑩。

したがって「史料1」は、同時代の事実に基づく記録であり、三島もやはり高麗の禡王三年（一三七七）頃からすでに倭寇の主な根拠地として高麗政府が認識していた地域を称する際に用いた用語であったことが明確である。歳月がしばらく経った後に編纂されたからと言って、『高麗史』に見える三島が疎外されることがあつてはならない。

(6) 「三島倭寇」という用語が最初に見えるのが、『定宗実録』元年（一三九九）五月乙酉（一六日）条（後掲「史料11」）であるが、『海東諸国紀』は成宗二年（一四七二）に完成されたという事実注目すべきである。両者の間には七〇余年の時間的隔たりが存在する。したがって、定宗元年当時の「三島」が『海東諸国紀』の「前朝之季、寇我辺者、松浦与一岐・对馬島之人、率多」という記事に基づいたものと断定するには慎重を要する（四八五頁）。

確かに李領の見解のように、定宗元年（一三九九）から『海東諸国紀』の成立までは長い歳月が経っている。しかし、注意すべき点は、『海東諸国紀』に「前朝之季」すなわち（高麗末）

と記載されている点であり、『海東諸国紀』の成立時期とは関係ない（後掲「史料2」参照）。

付け加えれば、『海東諸国紀』の各項目の記録は、成宗二年（一四七二）に国王成宗の命を受けて申叔舟が編んだものであるが、大部分の記載内容はその当時をはじめから書き著したものでないということである。つまり成宗は、日本使行経験をもち、長らく外交にたずさわり、政府要職を歴任した申叔舟が適任者であると考え、その任にあたらせたのである。これによつて、申叔舟はそれまで関連官庁で保管していた日本・琉球関係資料を集成して、『海東諸国紀』を編纂したのである。したがって、『海東諸国紀』の成立が一四七一年であるからと言って、その記載内容が当該年時点における朝鮮側の認識に基づくものと解する必要はない。

例えば、中村栄孝が指摘するように、太宗初年から「倭人の朝鮮渡航者」に対する統制策がとられており、世宗時代（治世一四一八〜五〇年）には、対馬を含む日朝間の外交交渉により、朝鮮通交上の諸制度が多く制定された^⑪。『海東諸国紀』の「諸州」および「朝聘応接紀」にある倭人接待に関する諸制度と同じ内容（事柄によってはもっと詳細な内容）が、『世宗実録』に散見されるように、『海東諸国紀』の大部分の記載内容はその成立時点からかなり遡った時期の朝鮮側の認識や事実に基づいている。

三 「松浦地方」に対する李領説

松浦地方（あるいは松浦郡）は、現在の佐賀県唐津市を中心とする末盧国の所在から次第に九州北部一帯の平戸・五島までを含む広い地域を指すようになったと言われる²⁾。従来の研究では、この〈松浦地方〉も〈三島〉の一カ所として言われていたが、李領が同地域に対して新たな見解を示しているので、本節で検討する。

勲 泰 李

(7) 「三島」は対馬・杵岐の両島に松浦地方を加えたものであるか。ところが、注目すべきは、松浦地方は〈島〉ではないということである。松浦地方が〈三島〉に含まれるのであれば、〈三島〉は三カ所の島という意味で使用したと言えない。「史料2」に、「高麗末に倭寇を働いた者の中に松浦・杵岐・対馬の人々が多い」とあるのみで、「これらの地域の人々だけが倭寇行為をした」とは記されていない。そして「史料2」では、上・下松浦地方を島として認識していない。同じ肥前州に属した「五島」とは異なり、島ではないからである。また仮に「三島」が対馬・杵岐・松浦地方を意味するものであったとしても、松浦は上松浦と下松浦に分かれているので、「三島」ではなく、「四島」になり得る〔四八四頁〕。

「史料2」『海東諸国紀』『日本国紀 肥前州] 一条

〔前略〕①州有上・下松浦、海賊所処、②前朝之季、寇我
辺者、松浦与一岐・対馬島之人、率多、〔後略〕

李領は「松浦は上松浦と下松浦に分かれているので〈三島〉ではなく、〈四島〉になり得る」と言い、〈松浦〉を〈三島〉に含むべきではないという見解を示している。

しかし、李領自身も引用しているように「史料2」の傍線部①に「上・下松浦」と記載されている。続く傍線部②において「松浦」だけ記されているからと言って、①のどちらか的一方を指すとか、両地を分けてみないとかということにはならない。また、日本では一般的に〈松浦〉と言えは、〈上松浦と下松浦〉をあわせた地域をいうので、傍線部②に見える〈松浦〉をあえて〈上松浦と下松浦〉に分けて〈四島〉に考える必要はないと判断される。

さらにこの史料をもって、朝鮮政府や倭寇に関する先行研究において、「これらの地域の人々だけが倭寇行為をした」という認識や研究は管見の限り存在しない。むしろ註(12)の先行研究では、九州や博多の勢力が当時、倭寇活動に参加した可能性を示唆している。

次に、李領は〈松浦地方〉が〈島〉ではないとみなし、「史料2」でも〈島〉という認識を窺うことができないという見

解を示している。

それでは、〈松浦地方〉に対する朝鮮側の認識について、次の史料を検討してみよう。

〔史料3〕『海東諸国紀』「日本国紀 肥前州 源納」条

乙亥年遣使来朝、書称肥前州上松浦波多島源納、受図書、約歳遣一・二船、小二殿管下、居波多島、人丁不過十余、

〔史料4〕『海東諸国紀』「日本国紀 肥前州 藤源次郎」条

丙子年遣使来朝、書称肥前州上松浦九沙島主藤源次郎、約歳遣一船、

まず、「史料3」の源納は、乙亥年（世祖元・一四五五）に使者を朝鮮に派遣して、その際の書に「肥前州上松浦波多島源納」と称しており、また波多島に居する、とある。

次に「史料4」の藤源次郎は、丙子年（世祖二・一四五六）に使者を朝鮮に派遣して、その際の書に「上松浦九沙島主藤源次郎」と称した、とある。

これは朝鮮側の記録ではあるが、源納と藤源次郎各自が自身の根拠地を名乗ったことに基づいたものである。

参考として【表1】は、『朝鮮王朝実録』に見える一五・一六世紀の〈博多〉をあらわした表記の中に、〈博多島〉と記されている記録を抜粋したものである。

【表1】『朝鮮王朝実録』に見える15・16世紀の〈博多島〉

No.	王代	典拠	〈博多〉の表記例
1	世宗	25年(1443) 8月庚寅(8日)	遣奏聞使工曹参判鄭萃如京師、其奏本曰……、花加島等地、
2		29年(1447) 5月丙辰(26日)	礼曹啓、宗金帶來唐人觀音保言、本住金山衛、年十四、被擄到花加島、
3		30年(1448) 3月丁酉(12日)	(大内殿使) 倭答曰……、今聞吾郷博多島、
4		31年(1449) 9月丙申(19日)	遣漢城府尹金何、如京謝勅諭……、其奏曰……、花加等諸島、
5	世祖	5年(1459) 4月己未(8日)	上答曰……、对馬・一歧・霸家臺等三島倭人、
6	燕山君	3年(1497) 正月己酉(7日)	礼曹啓、倭僧雪明供云……、博多島人、
7	中宗	5年(1510) 8月丁未(24日)	倭人平時羅供曰……、博多等島、
8		19年(1524) 9月癸亥(2日)	(大内殿使臣) 仁叔西堂等言……、博多島、
9		20年(1525) 9月辛酉(5日)	礼曹判書許・参議金楊震啓曰……、博多島、

* No.1・2・4の「花加島」「花加」は、No.2の史料に「(博多の商人) 宗金が帶來したとあるので、「博多」を朝鮮音であらわしていることがわかる。

【表1】のNo.2・3・6・7・8は、(倭寇の)捕虜となり日本に連行されたが、逃れて朝鮮に來た中国人および朝鮮通交倭人の発言によるもので、彼らが博多滞在中にすでに用いていた〈博多島〉という表現に対して、No.1・4・9では朝鮮側がそれを〈博多島〉と言っているもので、当該期〈博多〉さえも〈博多島〉と呼ばれていたことが確認できる。

とりわけNo.5では、国王世祖が三島の一つとして「〔博多〕霸家臺等三島」と言及しているところは興味深い。なお「島」は、一般に周囲を水で囲まれた陸地という意味で用いられているが、その他に水流に臨んでいる陸地や集落・村落の意としても用いられ、また一般社会と区別して限られた地域も「島」として表現される²³⁾という。

したがって、〈松浦地方〉から朝鮮へ渡航した日本人通交者が称しており、それを朝鮮側もそのまま『海東諸国紀』に記載しているの、当該期に朝鮮側の〈松浦^{II}島〉という認識形成に少なからざる影響が及ぼされていたと思われる。

ただし、影響があつたと言つても、朝鮮側の史料には〈松浦〉あるいは〈上・下松浦〉を、積極的に〈上・下〉松浦島と記されていない。これは、おそらく高麗末から日本人通交者がもたらした情報と高麗・朝鮮側の使節が日本に渡航する際、実際に体験した肥前州の沿岸地帯、すなわち〈松浦地方〉に対するイメージとは差異があつたので、「史料3・4」のような

情報を入手しても、『朝鮮王朝実録』の〈三島〉に関連する記録には積極的に反映されなかつたのであろう。

(8) 『宣祖実録』三三年(一六〇〇)正月癸酉(二八日)条に、「平時に我が辺境を掠奪する零賊の大半はこの島に居する人々であるというように五島もまた倭寇の拠点の内の一カ所であつた。「五島」を上松浦と下松浦とは別に記載していることから見て、五島は肥前州には属するが、松浦地方には含まれないとみなすべきである。従来の学説の定義のように三島に五島が含まれないというのも理解し難いが、もし五島が含まれるのであれば、算術的に数えて二島に五島を加えた「七島」と呼ぶべきである(四八四・四八五頁)。

まず、李領は従来の学説で〈三島〉に五島が含まれないというが、〈五島〉は〈下松浦〉に属する所なので、あえて〈五島〉と言わなくても〈下松浦〉に含まれている。

李領が根拠にする『宣祖実録』の記事を検討してみると、左議政李恒福の劄子(上奏文)には庚寅年(宣祖二三・一五九〇)以降の五島の倭寇、そして五島から帰国した被虜朝鮮人金大璣・孔太元らの発言によって、五島の自然環境および人戸数をあつらへる程度把握しており、また朝鮮の辺境を侵寇して掠奪行為を働く倭寇の大半が五島の人々であると述べられている²⁴⁾。

しかしながら、『宣祖実録』にみえる〈五島〉は、いわゆる後期倭寇（一六世紀の倭寇）の根拠地とみなされていた地域であり、李領が問題視している〈三島〉は、前期倭寇（一四・一五世紀の倭寇）の主な根拠地を指したものである。したがって、一六世紀末頃に朝鮮側で〈五島〉に注目しているのは当然のことであり、前期と後期の倭寇の根拠地を混同してはならない。

次から取り上げる李領説(9) (15)は、本稿で再検討している李領論文「第3章 三島の用例」において、〈三島〉の用例をもって、あたかも当時、〈三島〉に対する朝鮮側の認識に変遷があったかのように扱っているのが、あわせて検討してみる。

(9) 「史料5」によれば、庚辰年（二四〇〇）当時には、〈三島〉は対馬と壱岐の「二島」を指していることがわかる。「〈三島〉と言っても必ず〈三カ所の島〉という意味ではない」ことがわかる（四八五・四八六頁）。

〔史料5〕『世宗実録』二七年（一四四五）二月丁卯（二三日）条

同知中枢院事李藝卒、（中略）初、藝八歳、母為倭所虜、①歳庚辰、請于朝、随回礼使尹銘入日本三島、覓母家搜戸索卒不得、②初、至对馬島、島主靈鑑以事拘銘不遣、藝代受礼物、③遂通于一岐島志佐殿、請還俘虜、且禁賊、④辛巳

冬、齎礼物入一岐、至对馬、適靈鑑見竄、島中乱、失所乗船、竟達一岐、刷得被虜五十人、借倭羅君船載還、以功授左軍副司直、給羅君米三百石、⑤自是至于庚寅十年之間、歳為通信使、往返三島、刷還被虜五百余人、（後略）

この記事は李藝の卒伝であり、彼の生涯の主な出来事や官爵、そして日本使行について述べられている。傍線部①のように庚辰年（定宗二・二四〇〇）に日本回礼使尹銘の一行として、母を探すために日本の三島に入つて、②③では対馬と壱岐に行つたとあり、④では辛巳年（太宗元・一四〇一）の冬に礼物をもって、対馬と壱岐に行つたことが記されている。また傍線部⑤では、この時から庚寅年（太宗一〇・一四一〇）まで一〇年間、年ごとに通信使となり、三島に往来しながら被虜五百余名を朝鮮へ連れ戻したとある。

しかし、ここで〈対馬と壱岐〉しか記されていないからと言って、即〈三島||対馬・壱岐〉と解するのは、性急な判断であると思われる。李領自身も「史料6」を引用して、「壱岐、上松浦・下松浦を〈三島〉とみなしているようである」とも言っているように（後掲李領説(10)、関連史料に〈三島〉とあるからと言って必ずしも〈三つの地域〉を同時に記載する必要はない。したがって、「史料5」には〈三島〉のうち、李藝が実際に訪れた地域だけが記録されているものと解するのが妥当であろう。

四 「三島」から対馬が除外されたとする李領説

李領は、高麗・朝鮮政府が倭寇の主な根拠地とみなしていた「三島」から対馬が除外されていた時期があるという見解を示している。これに対して、本節で具体的に検討してみる。

(10) 「史料6」によれば、「史料11」の庚辰年（一四〇〇）から

四〇余年が過ぎたこの時点に、対馬は「三島」から除外され、
壱岐、上松浦・下松浦を「三島」とみなしているようである。

（しかし）上松浦・下松浦は島ではない。したがって、ここでも「三島」は「三カ所の島」という意味で使用されていないことがわかる。そして「三島の人及び博多人が云う」とあるように、三島は博多とも区別されており、両者は相対的な概念で用いられている（四八六・四八七頁）。

「史料6」『世宗実録』二八年（一四四六）九月甲戌（九日）
条

上護軍尹仁甫上書曰、①臣奉使、嘗至對馬島、酋長宗貞盛及部民皆曰、衣食專蒙上德、身在日本之地、而心与貴國之民無異也、拳島之人、争持魚酒來慰、其感上德至矣、博多人心亦然、一歧及上・下松浦等處、亦多向慕之人、（中略）
上松浦鴨打・呼子等於被虜人及賊人刷出之時、不無功焉、

亦不可無恩命也、②一歧及上・下松浦、皆盜賊淵藪、③因

其向慕之時、加之以恩、使之心誠歸附、實為便益、④沉泊

海各浦船軍、安枕無事、自今隔三四年、各處酋長處、因事

遣使撫綏之、則船軍亦自然慣熟矣、（中略）⑤三島之人及

博多人云、朝鮮国被虜人在琉球国、而欲還本土者多矣、（中

略）⑥又日本三島之人、不事農業、以盜竊為生、乍服乍叛

者多、今雖無事、亦不可不慮、自今預択朝臣文武兼全二三

人、或遣使彼土、或接待彼人、常令審其人心、察其險夷、

專管其事、下政府・礼僧同議、（中略）礼曹判書鄭麟趾・

参判許詔曰、⑦高麗之季、三島倭奴作耗之患、不可勝言、

至我朝始め帰附、（後略）

この史料のあらまはしは、使臣として数回にわたって日本に派遣された経験をもつ尹仁甫が上書して、賊が寄り集まる壱岐および上・下松浦地方の酋長に恩典を加え、その間に朝鮮の水軍を鍛錬させるべきであるとする内容である。この提案を国王世宗は、議政府と礼曹に審議させている。

もう少し具体的にみると、傍線部①に対馬島主宗氏をはじめ島内の人々が朝鮮の恩恵により衣食を解決しており、身体は日本にいますが、心は朝鮮の民と異ならない、という部分はそれだけ朝鮮政府が対馬に対して厚待していたことを裏付けている。

次に傍線部②では、壱岐および上・下の松浦地方は盗賊の

「淵藪」、すなわち倭寇の「寄り集まるところ」であると言っているだけで、これらの地域だけが倭寇の根拠地であるとは解釈できない。また傍線部⑤では、李領も言及するように「三島の人および博多人が云う」とある部分は、三島の人と博多の人を区別していることがわかる。そして傍線部③をみると、これらの地域の人々が心から慕ってくる時に（朝鮮が）恩を加えて、彼らに誠心帰附させるのが実によろしい、と述べられている。これによつて傍線部④のように、沿海各浦の船軍が事無くして安眠でき、今から三・四年にわたつて各処の酋長の処に使いを派遣して撫綏すれば、（その間に）船軍もまた自然に鍛錬されるであろう、とある。

また、傍線部⑤の「三島之人及博多人」と⑥の「日本三島之人は農業を事とせず、盜賊行為をもつて生業と為す」というのが、⑦の「高麗之季、三島倭奴作耗之患、不可勝言」の〈三島〉と同一地域であることがわかる。さらに「史料2」の傍線部②に「前朝之季、寇我辺者、松浦与一岐・対馬島之人、率多」という記録を併せて検討すると、やはり〈三島〉は〈対馬・老岐・松浦地方〉とみなすのが妥当であろう。

すなわち、高麗末から〈三島〉は、博多を除く倭寇の根拠地として朝鮮政府が認識していたのである。

そこで、「史料6」の傍線部②において、対馬がなぜ除外されているのかという疑問が生じるだろう。対馬の場合は、世宗

二五年（一四四三）に朝鮮との間に「癸亥約条」が結ばれており、毎年五〇隻の歳遣船定約をはじめ、朝鮮が対馬に対しては他の地域には例を見ない破格的な待遇をしていたため、傍線部②③のように、対馬以外の倭寇の主な根拠地に対する朝鮮政府としての対応が求められているのである。そうすることによつて、傍線部④のように船軍の負担が軽減され、さらに三・四年にわたつて各処の酋長を撫綏すれば、その間に船軍をさらに強化させることができる、というのが尹仁甫上疏の核心内容であると言えよう。

したがつて、傍線部②に「老岐及上・下松浦」と記載されているのは、この地域を撫綏の対象としているためであり、対馬が〈三島〉から除かれたことによるものではない。

ここで上疏している尹仁甫は、世宗二年（一四二〇）閏正月に通事（訳官）として日本回礼使宋希環一行に同行しており、世宗二年（一四三九）七月には通信使高得宗一行の副使として、世宗二五年（一四四三）二月には通信使下孝文一行の副使として日本使行を行っている^⑨。まさに当該期、朝鮮における日本通と言え人物である。

(11) 「史料7」に「対馬、三島」と記載されているように、ここでは確実に「対馬」を「三島」と区別している。ここで特に注目すべきは、この「史料7」の発言者がすなわち『海東

諸国紀』の著者である申叔舟であり、またその発言時点が『海東諸国紀』が完成された一四七一年のすぐ翌年の一四七二年であるということである。したがって、彼が失言した可能性は皆無であると言える。ここで対馬は、明確に〈三島〉に属しないことが確認される。『海東諸国紀』を完成した当時、申叔舟は決して「対馬・杵岐・松浦」を「三島」という意味で記録したものではないということである（四八七・四八八頁）。

勲 泰 李

「史料7」『成宗実録』三年（一四七二）一〇月丁亥（二四日）条

領議政申叔舟啓曰、前此、倭人往來有定數、而又有數外出來者、今年則島主所送、不滿五十隻、諸島使船亦然、意者、對馬三島因復小二殿、從戎於博多之間、故不來歟、前此貞國特送使船未及歸報、故不來歟、抑博多富饒、故就食於彼而不來歟、邇來、倭人自相攻伐、兵革之際、必有敗績者、若奔走渙散、困於飢渴、則鼠竊狗偷、出沒我邊陲、未可知也、不可不為之備、（後略）

「史料7」の傍線部に「對馬三島」が並列に記されているのは、李領が言及するように申叔舟の発言によるものに見えるが、これをもって果たして「對馬」が〈三島〉から除外された

とみなすことができるだろうか。李領は、後掲「史料11」にある「對馬等三島」は對馬が三島に含まれる意味であり〈對馬三島〉は對馬と三島を別個のものとして区分し認識しているとみなすべきである」という見解を示している¹⁰⁾。

確かに「史料7」の発言者である申叔舟が、「對馬三島」と言っているところは大変興味深い。李領は、『海東諸国紀』が完成した当時、申叔舟は決して〈對馬・杵岐・松浦〉を〈三島〉という意味で記録したものではないというが、そうだとすれば、申叔舟が『海東諸国紀』に高麗末の倭寇の根拠地として見える〈對馬〉を、なぜ記しているのかに関して、李領は全く触れていない。このような検討を行わずに単に史料に「對馬三島」とあるのをもって對馬が〈三島〉に属しないという李領の見解は納得し難い。

とりわけ對馬は、杵岐とともに高麗末から倭寇の主な根拠地として着目されていた地域であり、高麗の禰王十三年（一三八七）の『高麗史』には、日本の「叛民が對馬と杵岐などの諸島を根拠とすることにより、国家（高麗）の東鄙を頻繁に入寇」している¹¹⁾とある。また、朝鮮の太祖四年（一三九五）七月の九州探題今川了俊の書に、「朝鮮側が」要請した海賊を取り締まることについては、杵岐・對馬に対して尽力して久しい¹²⁾と述べられていることから、日本側も杵岐・對馬を海賊の根拠地として認識していたことがわかる。

さらに周知のように高麗末から倭寇の根拠地とみなした対馬に対しては、高麗昌王元年（一三八九）と朝鮮世宗元年（二四一九）に倭寇の巢窟を討伐するため、派兵したこともある。³⁵⁾

そして朝鮮建国当初から朝鮮政府は、倭寇の沈静化を図るために「倭寇懐柔政策」を実施しており、これによって〈文引制〉、〈歳賜米豆〉、〈歳遣船定約〉、〈三浦恒居倭〉、〈孤草島釣魚〉など「朝鮮関係特殊権益³⁶⁾」と呼ばれるものを最も多く入手したのが、他でもない対馬島主宗氏をはじめとする島内勢力であった。このような当該期の朝鮮・対馬間の特殊な関係については、従来様々な角度から研究が進められている。³⁵⁾

したがって、朝鮮政府は倭寇の主な根拠地とみなした地域の人々を〈倭寇と表裏一体をなす存在〉として、再び倭寇にならないようにするため優遇していたのである。高麗から朝鮮に王朝が交替して、以前の倭寇たちが平和な通交者に化し朝鮮国王を慕って往来したと言っても、それはあくまでも形式上のことであって、朝鮮政府は決して彼らの本質が倭寇から平和人に変わったとはみなしていなかったのである。

また李領は、朝鮮初期には〈三島〉に含まれていた対馬が、時代が下って一五世紀後半頃、朝鮮と良好な関係を維持することによって、〈三島〉から除外されたという見解を示している。³⁶⁾しかし、筆者が以前検討したところによれば、一五世紀後半に

朝鮮南部沿岸地帯において海賊事件が発生すると朝鮮政府は真先に対馬島人（対馬からの釣魚倭を含む）あるいは島主宗氏の支配を受けていた〈三浦恒居倭〉の仕業とみなし、対策を練っており、³⁷⁾時には対馬に朝官を派遣して、宗氏を詰責するとともに犯人逮捕とその処罰を求めている。³⁸⁾

したがって、対馬が〈三島〉から除外されたというのは、李領の誤解であり、一五世紀後半になっても朝鮮政府は一貫して対馬を倭寇の主な根拠地とみなしていた。「史料7」の申叔舟の発言に「対馬三島」とあるのは、対馬を倭寇根拠地の筆頭格とみなしていたからであると考えられる。

五 〈三島〉を〈日本とは別個の政治的主体〉とする李領説

李領は、〈三島倭寇〉の〈三島〉が、日本とは別個の概念で用いられているとか日本とは別個の政治的主体であったとか主張しているので、本節で具体的に検討してみたい。

(12) 「史料8」では、日本に行ってきた李仁睦に国王成宗が、「三島から日本までの距離」を聞くと、李仁睦は杳岐から二五日かかると答えている。すなわち、杳岐島から三島地域に含まれるのである。ここで、「三島」はまた、「日本」と別個の概念で用いられていることがわかる。そして日本まで二五

日かかる程、「三島」が相当広い地域であることが窺われる
〔四八九頁〕。

〔史料8〕『成宗実録』一〇年（一四七九）二月丙申（九日）
条

（前略）引見前経歴李仁睦、問日本之事、对曰、去癸亥年、
卞孝文奉使日本、尹仁宝（補）為介、申叔舟為書状官、臣以孝文
子弟従行、①三月発船、三島之間風濤甚悪、或若登山、或
若墜谷、咫尺之間、二舟之人、不得相見矣、上曰、对馬島
主接待何如、对曰、本島生利甚薄、雖欲厚待、無由也、島
主僅有田可種一頃、專仰我国歳賜而已、②上曰、自三島至
日本、凡幾日程、对曰、③自一岐島至本国、凡二十五日程、
臣等至六月、泊于萍渡（兵庫）、始行陸路、其国無郵駅、（後略）

〔史料8〕は、癸亥年（世宗二五・一四四三）の通信使卞孝
文一行の子弟（子弟軍官の略称）として日本に派遣された李仁
睦に対して、国王成宗が一四七九年二月に日本事情と使行につ
いて尋ねている記録である。⁹⁸

まず傍線部②で、成宗が三島から日本までの日程を聞いたと
ころ、李仁睦が③で壹岐島から本国までおおよそ二五日かかる
と答えている。これをもって李領は、壹岐島から三島に含まれ
るとした上で、日本まで二五日かかる程（三島）は広い地域で

あったとするが、国王が日程を尋ねているのに、当該地域の範
囲で答える人はいないはずである。

さらに「史料8」の傍線部①をみると、癸亥年（世宗
二五・一四四三）の通信使一行は三月に発船しており、「三島の
間には波風が甚だ荒く、（まるで船が）山に登ったり、谷に墜
ちたりするようで、近接する二船の乗組員が互いに見ることす



【図1】西北部九州

らできない」という程、難航の海路であったことがわかる。【図1】にあるように、この度の通信使一行は、現在でも荒れる海として知られる玄界灘^⑩を体験したと考えられる。

ただ、国王が〈三島〉から日本までの日程を聞いたのに対して、李仁睦がなぜ杵岐島を起点に答えているかについては、対馬を経て杵岐から本土へ向かったので、杵岐を起点に答えたものと思われる。

実は成宗王はこの当時、日本への通信使派遣を準備している最中であつたので、李仁睦に対して日本のことについて色々と尋ねた中に三島から日本までの日程も含まれていたのである。したがって、この場合傍線部^②の「日本」とは、通信使の目的地である将軍がいる京都を念頭においたものと考えられる。

ところが、李仁睦は「日本」とは言わずに「本国」までの日程を答えている。この場合の「本国」はどこを指すものであろうか。この点については通信使下孝文の詳しい帰朝報告があるので、次にあげる。

〔史料9〕『世宗実録』二五年（二四四三）一〇月甲午（二三）日）条

日本国通信使下孝文、回至慶尚道玉浦馳啓、^①臣等初到対馬島、宗貞盛受賜物、行四拜、以致謝意、仍遣人為郷道、行至赤間関、大内教弘徑到赤崎浦迎候、（中略）^②教弘遂

以臣等之来、馳報京都、乃発船四隻護送、行至尾路、代官以無国王教書不護送、^③臣等行至兵庫、使通事尹仁始、先往京都報之、兵庫守護官、来謂臣等曰、今報使臣聲息于京管領及伊勢、皆無可否、但其出納者言、大内之報、時未回答、不宜擅自上来、^④仍言、国王年少、諸大臣擅權、以使臣支待、各有所費、但於国有礼物、而於己無益、故托辞以拒之、（中略）^⑤尹仁始回言、入京見太和守、太和守言、何不待報而来乎、管領已議諸大臣、欲不接納也、^⑥仁始答云、淹雨赤間関・尾路、已逾旬月、而回報不到、乃来耳、^⑦太和守遂議管領、乃招仁始言、管領亦云、業已来矣、不可拒之、乃告于王、令左武衛依旧例以待、臣等入京都、齎書契・礼物到関、国王坐殿上、臣奉書契跪楹外、僧一人跪受、置王案上、（後略）

この記事は、世宗二五年（二四四三）一〇月に慶尚道玉浦（巨濟島の東側）に帰着した通信使下孝文が急報した内容であり、一行が朝鮮を出発して帰国するまでのことが記されている。ここでは、主に京都までの往路について取り上げる。

長い記事であるので、大意をとって述べると、傍線部^①では朝鮮を発した一行が対馬に渡って島主宗貞盛に賜物をわたしており、（貞盛が）人を遣わし、道案内をして赤間関に至り、赤崎浦（現在の山口市秋穂東^{あいお}）に至ると大内教弘が出迎えている。

傍線部②では、教弘が通信使の来日を京都に急報して、四隻の船を出して護送し、一行が尾路（現在の広島県尾道市）に至ったが、その代官が国王（将軍）の「教書（通行証明書に代わるもの）」がないことを理由に護送しなかったとある。そのため護送なしで③では、一行は兵庫まで行き、通事（訳官）尹仁始を先に京都に行かせて報告させたとある。さらに兵庫の守護官がいうに、通信使が来たことを京都の管領および伊勢に報告したが、みな可否がない。ただしその出納者は、大内教弘の報告に対しても未だ回答がないのに勝手に上来してはいけないと言ったとある。④では、諸大臣が通信使の上京を阻んだ理由が述べられており、⑤では先に京都へ遣わした尹仁始が還つてきて、大和守の言によると管領がすでに諸大臣と審議して通信使一行を受け入れないことにしたとあり、これに対して⑥では、通事尹仁始が赤間関と尾道において雨のため足止めされ、すでに旬月（一〇日ないしは一ヶ月）が過ぎた上に（京から入京を許可する）回報がなかったために来たと言っている。これに対して⑦において、大和守がついに管領と審議し、左武衛の旧例によってようやく通信使を接待することが決定されたことがわかる。その後、一行は入京し、室町殿において外交儀礼を終えた後、帰途についた。

「史料 8・9」をあわせて検討すると、対馬を経て壱岐から大内教弘が領する赤間関へ向かっており、その赤間関および尾

道において雨のため、少なくとも一〇日以上、遅滞していることがわかる。そればかりでなく、「史料 8」の傍線部④のごとく一行が来日したことを教弘が報告しても、管領や諸大臣はその接待費用および自分たちへの礼物がないことを理由に、はじめは一行を受け入れようとしなかったため、入京するまでにかかるの時間を費やしている。

また、この際の通信使一行の来日について『康富記』にも関連記録がある^⑧。それによれば、嘉吉三年（一四四三）五月、管領畠山をはじめ諸大名が通信使一行に対する接待費用を負担しにくいいため、一行の京入りを阻み、追い返そうとしたという記事が六日庚申条にある。その後、通信使来日の名目が足利義教の弔問であったので、入京させて同年六月一九日に室町殿において外交儀礼を行つていくことがわかる。同年二月二日にソウルを発した通信使一行が、紆余曲折を経て六月一九日より少し前にようやく京都に辿り着いたのである。

以上のことから通信使一行は赤間関から入京するまで順調な道程ではなかったことがわかる。そこで「史料 8」にもどると、国王が三島から日本（京都）までの日程を尋ねたのに対して、遅滞していたために李仁畦は明確な日程を答えることができず、比較的順調に航行した三島から赤間関までの日程を答えたのではないかと考えられる。「史料 8」で李仁畦という壱岐からおおよそ二五日かかる「本国」は「本州」のことであり、

本州の玄関口で大内氏が領する「赤間関」であったと考えられる。すなわち実際に壱岐島から二五日の日程では到底京都に到ることはできず、壱岐から赤間関までの日程が二五日かかったと思われる。

したがって、壱岐島から三島に含まれ、日本まで二五日かかる程、三島は広い地域であったとする李領説は成り立たない。

また、「史料5」の傍線部①に「李藝が」回礼使尹銘に随^{したが}つて日本三島に入つて」および「史料6」の傍線部⑥に「日本三島の人、農業を事とせず」とあるが、これは李仁睦が日本に派遣されたのと同時代の朝鮮側の認識である。このことからみても、「三島が日本とは別個の概念で用いられている」とする李領説は成立せず、朝鮮側は「日本の三島」と見なしていたのである。

(13) 「史料10」をみると「三島」を日本と区別しており、野人(女真族)、日本、琉球国(沖縄)とともに「四方の野蛮人」、すなわち「四夷」として認識したことがわかる。「三島」は決して「三カ所の島」やある「特定地域」を指すものではなく、野人(女真族)・日本・琉球国と比肩する程の「別途の政治的主体」として扱われていることがわかる(四八九頁)。

『史料10』『世祖実録』一四年(二四六八)三月乙酉(二五

日)条(傍線部は、李領の引用部分)

朴時衡獄中為書、令其弟訴冤、其書曰、(中略)若野人、若日本、若三島、若琉球国四夷、皆來庭焉、休祥異瑞、皆駢集焉、万物欣覩(中略)、今不幸被儉人訴、見拘於獄、受五次杖、留十三朔、(後略)

「史料10」は、誹謗の罪に問われ、一三ヶ月にわたって獄に繋がれていた朴時衡が獄中から自身の潔白を訴えるために出した上疏文であり、この陳情をぜひ聞き入れてもらいたいために、国王世祖の治世を称える文を連ねている。その中に、世祖の徳を慕って「野人・日本・三島・琉球国などの四夷が来朝」しているところがある。ここで朴時衡は、「四夷」を言いたいがために野人・日本・琉球国に数あわせの必要上、三島を付け加えたものと考えられる。その中に三島が入っていると云っても、李領がいうように「三島」が野人・日本・琉球国と比肩する程の「別途の政治的主体」とまで拡大解釈する必要はない。

獄中において自身の釈放を願って出した上疏文にある「三島」に関する内容をもって、あたかも朝鮮側の一般的な見解であるように扱っている李領説は性急な判断であり、史料に対する吟味が足りないと言わざるを得ない。

六 〈三島〱九州〉とする李領説

第一節において言及したように李領は、一九九九年頃から一貫して倭寇の実体を〈九州本土〉に追求している。しかし、〈倭寇の実体〱九州〉と〈三島〱九州〉とでは、当該期高麗・朝鮮政府が倭寇の主な根拠地として称していたのが〈三島〉であることに鑑みれば、両者がもつ意味合いは全く異なる。

なぜならば、第一に〈三島〉は、高麗・朝鮮側が倭寇の主な根拠地を論じる際に使用した用語であること、第二にもし〈九州〉が倭寇の主な根拠地とみなされていたとすれば、わざわざ〈三島〉という用語を高麗時代から用いる必要はなかったはずであるし、第三に高麗・朝鮮政府の倭寇の根拠地に対する対策や対応も大いに異なっていたに違いないからである。

李 それでは、引き続き李領説を検討してみる。

(14) 「史料11」において、「三島倭寇」「三島之境」「三島之賊」のような表現が最初に使われている。「三島倭寇」「三島之賊」は、戊寅年（一三九八）に大内義弘の攻撃を受けて降伏した輩であったことがわかる〔四九〇・四九一頁〕。

「史料11」『定宗実録』元年（一三九九）五月乙酉（一六日）
条

通信官朴惇之、回自日本、日本国大將軍、遣使来献方物、
發還被虜男女百余人、(中略)初①三島倭寇、為我国患、幾
五十年矣、歲戊寅、太上王命惇之、使于日本、惇之受命至
日本、与大將軍言曰、吾王命臣曰、我中外軍官・士卒、每
請云、陸置鎮戍、海備戰艦、今我輩、寄命矢石之間、憔悴
劳苦、至於此極者、以②三島倭寇之致然、③臣等願大率以
討三島、則寇賊無遺類、而我国家無復患矣、寡人以軍官・
士卒之望、欲興師討罪、然④大將軍、久掌兵權、素有威望、
在乎三島之境、不敢潜師入境、故先遣臣、告于左右、且大
將軍、以兵甲之精、号令之嚴、豈不能制三島之賊、以雪隣
国之恥、惟大將軍、以為如何、⑤大將軍、欣然聞命曰、我
能制之、即遣兵討之、与賊戰六月、未克、大將軍令大内殿
加兵進攻之、賊棄兵擲甲、举衆出降、

〔史料11〕は、定宗元年（一三九九）五月に通信官朴惇之が、倭寇の取り締まりを要求して日本から帰国し、その交渉内容と日本側の対応を報告した記録である。李領が言及するように傍線部①②に「三島倭寇」、③に「三島を討つて」、④に「三島之境」、⑤「三島之賊」とある。

しかし、これらはいずれも朝鮮側や朴惇之の発言によるものであり、日本側の発言ではない。ただ③で、朝鮮側の〈三島倭寇〉に対する強硬な姿勢を聞いた大將軍、すなわち室町幕府の

足利義満が傍線部⑤で、賊は「我が制圧することができる」と言ったとある。大將軍は兵を遣わし、これを撃ち、賊と六ヶ月戦ったが、勝つことができなかつた、とある。そこで⑤では、大將軍が大内殿に命じて攻撃させたところ、賊が武器と兜をなげ棄てて降伏した、とある。

ここで注目すべきは、傍線部③において朝鮮側が「大挙して」《三島》を直接攻撃しようとする強硬な姿勢を見せながら、④では足利大將軍の威厳が「三島之境」に及んでいるので、あえて朝鮮が兵隊を境（三島）に派遣しないでいる、と言っているところである。

この内容は、当該期朝鮮の対日外交交渉がいかに巧みに行われていたかを如実にあらわす一例であると言えよう。

つまり、「史料11」の傍線部③④には、日本の中央政府が《三島倭寇》の取り締まりを、より積極的に行つてほしいという朝鮮政府の意思があらわれている。この朝鮮側の要請に対して、足利大將軍が傍線部⑤のように対応したということである。

ところが、ここで問題になるのは、「史料11」の傍線部①②③④において朝鮮側が言っている《三島》が、⑤の大内殿が攻撃して降伏させた地域と同一地域であるかどうかということである。これについて、李領は独自の見解を次の(15)で示しているので、引き続き検討してみる。

(15) 「史料11」の「三島倭寇」、「三島之境」、「三島之賊」の「三島」が、「史料12」では「九州」と記述されている。また、「対馬など三島の頑民が兇徒を召集して」ということから、ここでは「三島」の中に対馬が含まれている。対馬が九州に含まれるのは事実であるが、対馬を「九州」とは言わない。「九国二島」という表現があるように九州という時は、「対馬と壱岐」ではなく、九州本土を意味する。彼（大内義弘）が九州を攻撃したというのは、九州が「三島」であることを意味する。すなわち「三島」という用語が最初に使用された当時、それは「九州」を指すものであつた（四九一・四九二頁）。

「史料12」『定宗実録』元年（一三九九）七月戊寅（一〇日）
条

①日本左京大夫六州牧義弘、伐九州克之、遣使来献方物、且言其功、上欲賜義弘土田、以簽書中樞院事權近及諫官之議、乃止、（中略）
②比年以来、对馬等三島頑民、召聚兇徒、侵擾我疆、虜掠人民、以阻隣好、③頃者、大相国、以義発兵、身自督戰、殄殲其衆、而辺境人民、得以寧靖、使生民除害、而兩國修好、（後略）

李領は(10)(11)(12)では、「三島に対馬が含まれない」という見解を示しながら、(15)では「三島の中に対馬が含まれている」と認

めている。

ところが(15)では、「史料11」の「三島倭寇」、「三島之境」、「三島之賊」の〈三島〉を、「史料12」を引用して、〈九州〉とみなしている。

確かに李領が述べるように「史料11」で、足利大將軍が大内殿に攻撃させた処が、「史料12」の傍線部①では「九州」とある。また傍線部②③をみると、まるで大内義弘が「対馬等三島」を攻撃したかのように見えるが、実際に対馬をはじめ〈三島〉を攻撃したという関連記録はない。記録がないからと言って、直ちに否定することはできないが、「史料11・12」の〈三島〉が〈九州〉を指す地域であるとは断定し難いようである。

李 泰 勲

これから遡ること二年、太祖六年（一三九七）七月に、大内義弘が使者を派遣しており、その書に「蒙辱書、加以土宜、拜賜感荷、一歧・対馬島辺人、侵耗之禁、敢不奉教」とある^①。つまり、これより前に朝鮮政府が大内義弘に書と贈物を送って、対馬・壹岐の倭寇を取り締まるよう要求したことがわかる。

さらに義弘は、同年一月にも使者を朝鮮に派遣して土産を献じており^②、その使者である永範・永廓の帰国に際して、朝鮮政府は「史料11」に見える朴惇之を回礼使として日本に派遣している。その際の書に「壹岐・対馬両島の民は悪事をほしいままに行い、禁令を遵守せず、我が辺境を侵擾し、両国の和好の意を梗いでいる。また遠く中国の境も犯しており、天下皆これ

を島賊と謂う」と述べて、倭寇の取り締まりを要求している^③。

朴惇之の日本使行をはじめ、この頃の大内義弘の動向について、須田牧子が詳細に検討している^④。須田によれば、朴惇之の日本派遣は大内義弘への回礼を目的としたものであるが、義弘の斡旋によって朴惇之は足利義満と会見しており、義満の命により、一三九八年一〇月に義弘が九州に下向し、九州探題渋川満頼を助けて菊池氏・少弐氏と合戦したという^⑤。この合戦は、朴惇之が要請した倭寇鎮圧とは無関係の行動であったが、朴惇之は「倭寇鎮圧」と解したようだとする須田の見解通り、「史料12」の傍線部③のように朝鮮政府は、朝鮮の要請によって日本の中央政府が動いたことに意義を認め、一連の日本側の対応を高く評価している^⑥。

いずれにしても足利義満は、朝鮮政府の要請を受け入れる形をとって、大内義弘に命じて少弐氏をはじめとする九州の反幕府勢力を制圧したことは間違いない。また、この頃の大内氏の九州下向と〈三島倭寇〉の動向に関連して、次の史料が注目される。

〔史料13〕『定宗実録』元年（一三九九）十一月甲戌（八日）
条

（前略）初、倭寇侵掠大明沿海之地、以及我豊海道・西北面等処、①及聞其六州牧高義弘、起兵擊殲、②三島之為賊

者、恐禍及己、遂乞降、

すなわち、はじめ倭寇が明の沿岸地方を侵略して朝鮮の豊海道（黄海道）・西北面等地に至ったが、傍線部①では、「史料11・12」でみた大内氏の九州攻撃の噂を聞いて、②では「三島の賊」がその患が自分たちに及ぶことを恐れて降伏するに至った、とある。

朝鮮政府は、降伏した「三島の賊」に対して、同月に「降伏した倭人に司直以下の職を授けて位階が宣略である者には銀帯を下賜した」とあり、またその翌月には「降倭十七名が来て、槍と甲各々六部を献じたので、皆に襲衣を下賜した」と記録されている⁵³。しかし、これだけでは〈三島〉のどこから来たかについては把握できない。おそらくこの間に、朝鮮側による取り調べが行われたはずであり、従来から倭寇の主な根拠地とみなした地域、すなわち〈三島Ⅱ対馬・杓岐・松浦地方〉に該当する地域であったので、ただ〈三島〉と記されているものと思われる。

降伏した「三島の賊」が朝鮮側から厚遇を受けている間に、一緒に降伏した倭寇について、定宗二年（一四〇〇）正月に「豊海道（黄海道）で船に留まっていた倭人が四隻の船をもって密かに其の島に還った」とある⁵⁴。ここで、「其の島」とは、李領がいう〈九州〉ではなく、朝鮮政府が以前から称していた〈三

島〉のうち、一カ所であることがわかる。なぜなら、朝鮮側が〈九州〉を九州と称せず、わざわざ〈其の島〉と言っていたとは到底考えられないからである。また、李領が⑤説で言及するように「〈九州〉と言う時は〈対馬と杓岐〉ではなく、九州本土を意味する」ので、この〈三島〉は従来から朝鮮側が倭寇の根拠地として注目していた地域、すなわち〈三島Ⅱ対馬・杓岐・松浦地方〉に属した地域であることを明らかに証明している。

最後に李領は、次の(16)において、三島の定義に関する見解を提示している。

(16) 「三島」を最終的に定義すれば、「大將軍の統治と支配に抵抗する（九州の）土着豪族たちの根拠地であると同時に倭寇として侵略してくる危険がある地域」と言える。したがって、高麗末々朝鮮初の倭寇の実体を「三島の海民」と表現するならば、「三島」は「対馬・杓岐・松浦地域」ではなく、「幕府の九州統治に抵抗する少弐氏などを中心とする九州の土着豪族勢力」というべきである〔四九五頁〕。

先述したように〈三島〉は、高麗・朝鮮政府が倭寇の主な根拠地をまとめて論じる際に用いた用語であり、これを先行研究では、高麗・朝鮮側の見解を借りて、当該期の倭寇の根拠地として扱ってきたのである。当該期の〈倭寇の実体Ⅱ九州〉と

するならば、ある程度理解できる部分もあるが、〈三島Ⅱ九州〉という李領説は、当該期の高麗・朝鮮政府の〈三島倭寇〉の〈三島〉に対する認識を根底から否定するものであると言わざるを得ない。

何よりも九州を〈九州〉と称せず、なぜ〈三島〉と言っていたかについての李領の検討は全く窺われない。高麗・朝鮮側が称していた〈三島倭寇〉の〈三島〉は、李領説のごとく、〈九州〉ではなかったことを本節で明らかにしたと考える。

おわりに

以上、李領説に対して批判的な検討を行うとともに一四・一五世紀に高麗・朝鮮側が倭寇の主な根拠地として称していた〈三島〉について具体的に検討してきた。

その結果、高麗禑王三年（一三七七）頃から〈三島〉に対する認識が存在したことを明確にした。そして先行研究において、〈三島Ⅱ対馬・壹岐・松浦地方〉あるいは〈三島Ⅱ対馬・壹岐・松浦地方・博多〉の両説があったが、高麗末から一五世紀にかけて〈三島〉は、博多を除いた〈対馬、壹岐、松浦地方〉であったことを明らかにした。

本稿の「はじめに」において、李領の〈三島〉関連史料の解

釈や使用に対して問題提起をしたが、ここでは本稿で取り上げた李領説の問題点について幾つか指摘したい。

第二節において、李領は「史料1」の『高麗史』に見える（鄭夢周が）「三島の侵掠を禁じた」とあることを認識しながらも、これを朝鮮の世宗時代に『高麗史』を編纂する過程で生じた認識とみなして、高麗時代には〈三島〉の認識が存在しなかったと述べて、〈三島〉の初見を「史料11」の『定宗実録』元年（二三九九）五月乙酉（一六日）条であるという見解を提示した。

まず、最初の記録すなわち初見とは、周知のように史料にあらわれた最初のもの（あるいは事）を意味する用語なので、〈三島〉の初見は「史料1」の『高麗史』の鄭夢周伝条であるとするのが正しい。「史料1」の〈三島〉を朝鮮の世宗代に編纂する際の認識が反映されたとして、等閑視することがあつてはならず、「史料1」の存在を認知しながら、使用しないのであれば、徹底した検討を行った後に、その〈三島〉を取り上げるべきかどうかについて判断すべきであろう。

いずれにしても「史料1」の倭寇取締り要請および〈三島〉に関連する内容は、当時の高麗政府の対日外交交渉に関する重要な内容が記録されているものであり、他の関連史料と対照してみても信憑性の高いものであることを指摘した。

次に、李領論文「第3章 三島の用例」（本稿掲載（9）〜（15）の李領説）において、〈三島〉の用例を検討して、「三島は、①九州、

②対馬、杵岐島、③杵岐島、上松浦、下松浦、④杵岐島の四つの具体的な用例が確認される」として、あたかも〈三島〉の所在と変遷に対する朝鮮側の認識に変化があったかのように扱っている。

周知のように「用例」とは、「実際に使用された例」に過ぎないものである。その〈三島〉の用例に関連する史料に〈三島〉のある地域が含まれたり、除かれたりしているからと言って、即〈三島〉の所在と変遷に結び付けて考えると大きな過ちを招きかねない。これを逐一追いかけていくと李領が提示したように「対馬も〈三島〉から除外される」ことが生じてしまうのである（李領説⁽¹⁰⁾・⁽¹¹⁾）。

このような李領の〈三島倭寇〉の〈三島〉に対する検討方法と論の展開はきわめて遺憾なことである。

李領は、対馬が一五世紀後半頃、朝鮮と良好な関係を維持することになったことを、その理由に掲げているが、本稿で検討したように高麗末から一五世紀にかけて、高麗・朝鮮側は〈対馬〉を〈倭寇と表裏一体をなす存在〉として認識していた。

周知のように、高麗末から一五世紀に入ってから高麗・朝鮮政府は倭寇の沈静化を図るために対日外交交渉、軍備の増強、倭寇巢窟への派兵、〈空地空島化政策〉、〈倭寇懐柔政策〉など、様々な倭寇対策と対応を講じていた。高麗・朝鮮政府が倭寇の主な根拠地とみなした〈三島〉や倭寇関連史料を使用す

る際、記録されている内容を正確に解釈することは基礎的な作業であるが、それに右記のような高麗・朝鮮政府の倭寇対策と対応を考慮しながら使用しなければ、大きな誤解を招くことになると思う。

まさにこのような考慮が窺われないということが本稿で批判的に検討した李領論文の最大の問題点と判断され、それが随所において過つた見解を招いた原因であると考えられる。

註

(1) 田中健夫は、従来から用いられている「前(初)期倭寇」「後期倭寇」という呼び方に対して、同じ性格あるいは同じ内容のものではなく、連続性も認められないとし、さらに年代が近接しているだけで、前期と後期に分けることはいささか不自然であるとして、「前期倭寇」「後期倭寇」という呼び方をとらず、「一四〜一五世紀の倭寇」「一六世紀の倭寇」という呼び方をとっている(田中健夫『倭寇 海の歴史』講談社、二〇一二年、二二・二三頁)。

(2) 中田稔「日本における倭寇研究の学説史的検討」(第二期『日韓歴史共同研究報告書』第二分科編、二〇一〇年)、金普漢「韓国内の倭寇研究の学術史的検討」右同。

(3) 田中健夫『中世海外交渉史の研究』(東京大学出版会、一九五九年、九〇〜一一頁)、同『東アジア通交圏と国際認識』(吉川弘文館、一九九七年、

九頁)、中村栄孝『日本と朝鮮』(至文堂、一九六六年、八〇頁)、田村洋幸『中世日朝貿易の研究』(三和書房、一九六七年、三二五頁)、長節子「対馬の歴史」(財)西日本文化協会編『対馬の美術』(財)西日本文化協会、一九七八年)、同『中世 国境海域の倭と朝鮮』(吉川弘文館、二〇〇二年、五頁)、村井章介『アジアの中の中世日本』(校倉書房、一九八八年、三二四頁)、松尾弘毅「中世後期における壹岐松浦党の朝鮮通信」(『九州史学』一三四、二〇〇二年)、関周一「明帝国と日本」(榎原雅治編『日本の時代史』一 一揆の時代)吉川弘文館、二〇〇三年、一〇三・一〇四頁)、佐伯弘次「二四―一五世紀東アジアの海域世界と日韓関係」(第二期『日韓歴史共同研究報告書』第二分科編、二〇一〇年)、孫承喆「二四―一五世紀東アジア海域世界と韓日関係―倭寇の構成問題を含む―」右同。

李 (4) 村井章介「海がつないだニッポン」(『知楽遊学シリーズ NHK歴史は眠れない』NHK出版、二〇一一年、一〇九頁)、佐伯弘次『조선 전기 한일관계와 博多・對馬』(『朝鮮前期韓日関係と博多・對馬』(景仁文化社、二〇〇六年)。

- (5) 李領「〈고려 말・조선 초 왜구 Ⅱ 삼도(쓰시마・이키・마쓰우라) 지역해 민선〉의 비관적 검토」(〈高麗末・朝鮮初の倭寇Ⅱ三島(對馬・壹岐・松浦) 地域海民〉 説の批判的検討) (『日本文化研究』三八、東アジア日本学会、二〇一一年)。
- (6) 前掲註(3) 田村洋幸著書。
- (7) 田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年)。

(8) 李領は、背後に国家と宗教組織がある西洋の海賊とし)、(Corsaires)を紹介している(前掲註(5) 李領論文)。

(9) 前掲註(3) 孫承喆論文。

(10) 前掲註(3) 佐伯弘次論文。

(11) 筆者は、李領『倭寇と日麗関係史』(東京大学出版会、一九九九年)第四章から検討した。李領「庚寅年倭寇 와 일본의 국내 정세」(『庚寅年倭寇』と日本の国内情勢)(『国史館論叢』九二、二〇〇〇年)、同「전환기의 동아시아 사회와 왜구―〈정인년 이후의 왜구〉를 중심으로―」(「転換期の東アジア社会と倭寇―庚寅年以降の倭寇―を中心に―」)『韓国史研究』一二三、二〇〇三年)、同「원명(元明)의 교체와 왜구―공민왕 一五년(二二六六) 금왜사절에 대한 일본의 대응을 중심으로―」(「元明の交替と倭寇―恭愍王一五年(二二六六) 禁倭使節に対する日本の対応を中心に―」)『日本歴史研究』三三三、二〇一一年)。

(12) 田中健夫『歴史新書(日本史) 六六 倭寇―海の歴史―』ニュートンプレス、一九八二年、二四頁)、佐久間重男「前期倭寇の活動はどうであったか」(森克己・田中健夫編『海外交渉史の視点1』日本書籍、一九七五年、二四七頁)、前掲註(3) 村井章介一九八八年著書(三二〇・三二二頁)、金普漢「中世麗・日 관계와 倭寇의 발생 원인」(「中世麗・日関係と倭寇の発生原因」)(韓日関係史研究論集編纂委員会編『왜구・위사문제와 한일관계』(『倭寇・偽使問題と韓日関係』) 景仁文化社、二〇〇五年)、前掲註(11) 李領著書、同「二四世紀의 동아시아 국제 정세와 왜구―공민왕 一五년(二二六六)의 禁倭使節의

- 과견을 중심으로」(一四世紀の東アジア国際情勢と倭寇―恭愍王
 一五年(一三六六)の禁倭使節の派遣を中心に―)(『韓日関係史研究』
 二六、二〇〇七年)。
- (13) 前掲註(5) 李領論文において、田中健夫の見解を引用しているが、
 それとは別に田中は「朝鮮でも日本認識が深まるにつれて、倭寇を単
 に三島の民に限定することを改めている」とも述べている(前掲註(3)
 田中健夫一九五九年著書(七〇―一頁))。
- (14) 前掲註(5) 李領論文。
- (15) 『太祖実録』即位年(一三九二)一〇月辛酉(一三日)条に「命右侍中
 趙浚、門下侍郎贊成事鄭道伝、芸文館学士鄭摠・朴宜中、兵曹典書尹
 紹宗、修撰前朝史」とある。
- (16) 『高麗史』卷二三三・列伝四六・禎王元年(一三七五)二月条。
- (17) 『高麗史』卷二一四・列伝二七・諸臣・羅興儒条。
- (18) 『高麗史』卷二三三・列伝四六・禎王三年(一三七七)九月条。
- (19) 『高麗史』卷二三三・列伝四六・禎王四年(一三七八)七月条。
- (20) 前掲註(3) 中村栄孝著書(一〇四頁)。
- (21) 中村栄孝『日鮮関係史の研究 上』(吉川弘文館、一九六五年、第一一
 〇―一二五章)、長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、一九八七年、
 第一部第五章)。
- (22) 『角川日本地名大辞典 四一 佐賀県』(角川書店、一九八二年、六四五
 頁、「松浦郡」項)。
- (23) 田中健夫は「史料3」の上松浦波多島を、現在の佐賀県東松浦郡北波
 多村と推定しており、「史料4」の上松浦九沙島を、草之荘かと推定
 し、現在の佐賀県唐津市および東松浦郡浜玉町七山村地域に比定して
 いる(申叔舟著 田中健夫訳注『海東諸国記』岩波文庫、一九九一年、
 一八〇・一八一頁)。
- (24) 『日本国語大辞典 第二版』第六卷(小学館、二〇〇一年、一〇〇三頁、
 「島」項)。
- (25) 『宣祖実録』三三年(一六〇〇)正月癸酉(二八日)条
 左議政李恒福、以筭子啓曰、(中略)臣於庚寅年間、忝為備辺司郎序、
 其時賊酋秀吉、要我信使、縛送我叛民沙火同及五島倭賊之屢寇我辺
 者信三甫羅・緊要時羅・望古時羅等三倭、仍復刷還、我民被擄男婦
 一百三十余口、其中有金大璣・孔太元等二人、頗伶俐、解文字、自言
 擄在五島、能言其島頭酋所為、土地肥瘠、人民多小、風俗形勢甚詳、
 至今猶能記憶、又於乙未、丙申兩年之間、以楊冊使接伴使、往來海上、
 每見諸將及辺民、引問海上形勢、五島在馬島之右、地小土瘠、戸不滿千、
 民無恒業、販売為生、出沒寇抄、比諸倭尤甚、平時零賊、竊發於我辺者、
 大半是此島之倭、(後略)
- (26) 中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』(吉川弘文館、一九六九年、一二〇
 一二二頁)、前掲註(3) 同著書(二一九・二二〇頁)、前掲註(21) 長節
 子著書(一八〇―一八三頁)。
- (27) 世宗二年(一四二〇)閏正月に出発して、同年一〇月八日に尹仁甫が
 先に帰国し報告しており、同月二五日に宋希璟が復命している(『世宗
 実録』二年閏正月甲申(一五日)・同書同年一〇月癸卯(八日)・同月

庚申（二五日）条。

(28) 世宗二一年（一四三九）七月に出発して、翌年七月に帰国している（『世宗実録』二一年七月戊午（二二日）・同書二二年五月丙寅（二五日）条）。

(29) 世宗二五年（一四四三）二月にソウルを出発して、同年一〇月に慶尚道玉浦に帰着している（『世宗実録』二五年二月丁未（二二日）・同書同年一〇月甲午（二三日）条）。

(30) 前掲註（5）李領論文。

(31) 『高麗史』卷一一三・列伝二六・諸臣・鄭地条。

(32) 『太祖実録』四年（一三九五）七月辛丑（一〇日）条。

(33) 前掲註（21）中村榮孝著書（第五・七章）参照。

(34) 前掲註（21）長節子著書（第一部第五章）参照。

(35) その代表的な研究だけ取り上げると、前掲註（3）・（22）中村榮孝著書、前掲註（3）田村洋幸著書、前掲註（7）田中健夫著書（第三・四章）、同『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八二年、第一部第一章第二節）、前掲註（3）長節子著書（第一章）、同「壬申・丁未約条接待停止深処倭に関する考察」（『年報 朝鮮學』一〇、二〇〇七年）、

同「十六世紀後半における深処倭武田教実等の復活交渉」（『年報 朝鮮學』一一、二〇〇八年）、韓文鐘「朝鮮前期倭人通交統制策と通交違反者の処理」（『韓日関係史研究論集編纂委員会編』『倭寇・偽使問題と韓日関係』景仁文化社、二〇〇五年）、橋本雄「中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―」（吉川弘文館、二〇〇五年、第四章）、佐伯弘次『対馬と海峡の日本史』（山川出版社、二〇〇八年）などがあり、

特に長節子は「宗氏領国支配と朝鮮関係特殊権益」で、対馬は朝鮮通交上、他の地域には例を見ない破格的な待遇を朝鮮政府から受けており、それを宗氏は、領国支配において存分に活用していたことを明らかにしており（前掲註（34）に同じ）、荒木和憲も長の研究成果を踏まえ、宗氏の領国支配について詳細に検討している（『荒木和憲』『中世対馬宗氏領国と朝鮮』山川出版社、二〇〇七年）。

(36) 前掲註（5）李領論文。

(37) 拙稿は、主に三浦恒居倭の違法行為に対する朝鮮と対馬の対応を考察すること、「権断権」と言われるものが、どのように行使されていたかについて検討したものであるが、対馬島人による海賊事件も取り上げている（三浦恒居倭の法的位置―朝鮮・対馬の恒居倭に対する『権断』行使を中心に―『朝鮮學報』二〇二、二〇〇六年）。

(38) 例えば、成宗二五年（一四九四）三月に、同年四月二日に全羅道楸山島で発生した貢船および商船の掠奪事件、成宗二四年秋に発生した齋浦恒居倭による「東島漁場占拠事件」などに抗議し、犯人を捕らえて調査・処罰した後、報告することを求めるため、対馬敬差官権柱を派遣している（『成宗実録』二五年三月乙卯（二六日）条）。前掲註（21）中村榮孝著書（六五七〜六六五頁）、関周一「中世日朝海域史の研究」（吉川弘文館、二〇〇二年、一四七頁）、拙稿「朝鮮三浦恒居倭の刷還に関する考察」（『朝鮮學報』一九五、二〇〇五年・前掲註（37）拙稿）。

(39) 僉知中枢院事下孝文を正使、上護軍尹仁甫を副使とする通信使一行が、世宗二五（一四四三）二月二二日にソウルを出発して、同年一〇

- (40) 月一三日に慶尚道の玉浦に戻って報告している(『世宗実録』二五年(二四四三)二月丁未(二二日)・同一〇月甲午(二三日)条)。
- (41) 九州の北西方、福岡県佐賀県にまたがる海域であり、一般的な範囲は、東は大島から地の島の間の倉良瀬戸で響灘に接し、北は日本海(東海)に連なり、北西は対馬海峡東水道、南西は壱岐水道を経て東シナ海に続く海域を指す(『角川日本地名大辞典』四〇 福岡県「五三五頁、一玄界灘」項)。
- (42) 『成宗実録』一〇年(二四七九)正月丙子(一九日)・同丁丑(二〇日)・同年二月辛卯(四日)条などに通信使派遣に関する記録がある。
- (43) 伊藤幸司「大内教弘・政弘と東アジア」(『九州大学』一六一、二〇二二年)に依る。
- (44) 『増補 史料大成 37』(臨川書店、一九六五年)所収『康富記』嘉吉三年(二四四三)五月六日庚申・六月一日癸卯条。
- (45) 『世宗実録』二五年(二四四三)二月丁未(二二日)条。
- (46) 『世祖実録』一三年(二四六七)三月壬辰(二七日)条によれば、昭格署令朴時衡が誹謗の罪に問われ、義禁府に監禁されていることがわかる。
- (47) 応永元年(二三九四)に足利義満は、子の義持に將軍職を譲って出家して「道義」を名乗って公家・武家双方に君臨していたが、この頃の室町幕府の実権は義満が掌握していた(宮地正人編『新版世界各国史 1 日本史』山川出版社、二〇〇八年、一九四〜二〇一頁参照。したがって、「史料11」の將軍は足利義満を指すものと考えられる。
- (48) 『太祖実録』六年二月壬戌(二四日)条。
- (49) 『太祖実録』六年二月癸卯(二五日)条。
- (50) 須田牧子「大内氏の対朝鮮関係の変遷」(『中世日朝関係と大内氏』東京大学出版会、二〇一一年、第一章)、同「大内氏の外交と室町政權」(川岡勉・古賀信幸編『西国の文化と外交(日本中世の西国社会③)』清文堂出版、二〇一一年)参照。
- (51) 『大日本史料』応永五年(二三九八)一〇月一六日条所収『迎陽記』。前掲註(50)須田牧子著書(五八・五九頁)参照。
- (52) 前掲註(50)須田牧子著書(五九頁)。
- (53) 他にも『定宗実録』元年(二三九九)七月戊寅(二〇日)・『端宗実録』元年(二四五三)六月己酉(二四日)条において、朝鮮側が大内氏の功績を論じている。
- (54) 『定宗実録』元年(二三九九)一月丙申(三〇日)条。
- (55) 『定宗実録』元年二月丁酉(朔日)条。
- (56) 『定宗実録』二年(二四〇〇)正月乙亥(二〇日)条に「豊海道留船之倭、將四艘潜還其島」とある。

【付記】

本稿は、大韓民国の『韓日関係史研究』第四三輯(二〇一二年一二月)に掲載された拙稿を修正・加筆し、日本語訳したものである。